

豊中共創棟Bコモンスペース使用要領

この使用要領は、豊中共創棟Bコモンスペース使用細則第10条の規定に基づき、豊中共創棟Bコモンスペース(以下「本施設」と言います。)の使用に関して必要な事項を定めるものとします。

1, 各スペース使用時の予約について

名 称	予約の要・不要
1 階 カフェスペース	予約不要
1～2 階 レセプションステップ	予約不要 ただし、占有使用の場合は予約必要
2 階 パブリックスペース	
2 階 プレゼンテーションスペース	
2 階 イノベーターズクラブ用スペース	予約必要
2 階 個別ブース	
2 階 プライベートスペース	予約不要
2 階 ソーシャルスペース	

2. 使用用途ごとの使用可能日、占有使用の予約期間等

使用用途	使用できる日	占有使用する場合の予約期間等
学修、教育研究、業務等の個人・グループ使用	○平日(月～金) ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、管理者が指定した日を除く	・使用予定日の属する月の前月の最初の平日から使用予定日の前の最後の平日17時まで予約可能 ・時間単位で予約可能 ・使用料不要
大学が主催する会議、行事等	○平日 ○土・日・祝日 ※年末年始(12月29日～1月3日)、管理者が指定した日を除く	・【平日使用】使用予定日の属する月の12か前の月の最初の平日から使用予定日の前の最後の平日17時まで予約可能 ・【土・日・祝日使用】使用予定日の属する月の12か前の月の最初の平日から使用予定日の10日前の平日17時まで予約可能 ・時間単位で予約可能 ・使用料不要
学術団体等が主催する学術研究を目的とした講演会、研究会等	○土・日・祝日 ※年末年始(12月29日～1月3日)、管理者が指定した日を除く	・使用予定日の属する月の12か前の月の最初の平日から使用予定日の2か月前まで予約可能 ・1日単位での予約 ・使用料必要

※予約期間例① 本学の学生が2026年4月6日(月)に個人で占有使用しようとする場合

…2026年3月3日(月)から4月3日(金)17時まで予約可能

※予約期間例② 大学本部が2026年4月6日(月)に主催行事で占有使用しようとする場合

…2025年4月1日(火)から2026年3月23日(月)17時まで予約可能

※予約期間例③ 学外団体等が2026年4月6日(月)に研究会で占有使用しようとする場合

…2025年4月1日(火)から2026年2月7日(土)まで予約可能

3. 占有使用の申請

【本学の学生、教職員】

日時指定のうえ占有使用する場合は「大阪大学体育施設予約システム」にてスペースごとに予約を行ってください。(当該予約をもって、占有使用申請がなされたものとします。)

注)大阪大学体育施設予約システムでは、仕様上表示される(予約できる)時間帯は9時から21時までですが、各スペースは8時30分から21時まで使用可能です。

<大阪大学体育施設予約システム>

<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/facility/reservation/>

本システムを利用するには、全学 IT 認証基盤サービス(大阪大学個人 ID)による認証と団体アカウントによるログインを行う必要があります。団体アカウントは代表者が初回利用時に登録し、以後、年度ごとに更新します。

団体アカウントの取得方法等については、上記 URL にアップロードしている「システム利用マニュアル」を参照ください。

なお、大学が主催する会議、行事等で占有使用の申請(大阪大学体育施設予約システムで予約できる場合は除く)を希望する場合は、6. 問い合わせ先にご連絡ください。

【学外団体等】

占有使用を希望する場合は、学内責任者となる本学教職員から、「不動産一時貸付申請及び許可書」を下記問い合わせ先に提出してください。

注)「不動産一時貸付申請及び許可書」の申請者と学内責任者が異なる場合は「4 その他参考となるべき事項」欄に「学内責任者:所属、職名、氏名」(例 学内責任者:〇〇研究科、教授、阪大太郎)を記載してください。

管理者は、占有使用を許可することが適当であると認めた場合、学内責任者に使用許可書を交付し、使用料を所定の期日までに納付するように連絡します。必ず期日までに使用料を納付するようにしてください。使用料の納付がない場合は、占有使用の許可を取り消します。

4. 使用できる備品等

本施設に備え付けのプロジェクターやスクリーン等のAV機器は使用して差し支えありませんが、指示棒、レーザーポインター、PC、接続アダプター等、本施設に備えていない備品については、事前に確認の上、使用者においてご用意ください。

5. 使用に際しての留意事項

(1) カフェスペース、レセプションステップにおいては、自由に飲食することが可能です。

上記以外の 2 階のスペースにおいては、ペットボトルや水筒など飲み口を完全に閉めることができ、転倒した際に中身がこぼれない飲料容器の持ち込みは可能です。

(2) 本施設への酒類の持ち込みは禁止です。

(3) 本施設内は禁煙です。

(4) 本施設は、次に掲げる用途での使用はできません。

① 選挙及び選挙運動を行うもの

② 政党運動または宗教活動を行うもの

③ ネズミ講、マルチ商法その他これらに類するもの

- ④ 営利活動及び営業活動を行うもの
 - ⑤ 本施設の管理上支障があると認めるもの
 - ⑥ 本施設を毀損するおそれがあるもの
 - ⑦ 消防法その他の法令に抵触するもの
 - ⑧ 本施設内の他の使用者に迷惑がおよぶおそれがあるもの
 - ⑨ 大学の教育・研究活動に支障をきたすおそれがあるもの
 - ⑩ 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるもの
 - ⑪ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるもの
 - ⑫ その他上記①から⑪に準ずるもの
- (5) 本施設での勧誘活動、ビラ等の配布を行うことは禁止です。
- (6) 貴重品は常に身につける、所持品から目を離さない等、盗難には各自で十分に注意してください。
- (7) 使用に際して、机や椅子等を移動しても差し支えありませんが、本施設外には持ち出さず、使用後は元の位置に戻してください。他の備品についても同様です。
- (8) 掲示物については、指定する掲示場所に掲示してください。
- (9) プロジェクターやスクリーン等のAV機器については、スペースに備え付けのものを使用できますが、PCとの接続や機器の操作についてはお手伝いできませんので、使用者において事前にご確認ください。
- (10) 占有使用の場合を除き、個人、団体での長時間にわたる使用はご遠慮ください。
- (11) 気象警報の発表時における本施設の使用については、大阪大学の「気象警報の発表時等における授業の取扱い」の「1. 気象警報発表時の取扱い」に準じます。
- ＜1. 気象警報発表時の取扱い＞
- https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/severe_weather
- (12) 占有使用する場合、日時や用途等の許可された条件は、厳守してください。変更がある場合は、必ず以下の問い合わせ先へ連絡してください。

6. 問い合わせ先

教育・学生支援部 学生・キャリア支援課

学生支援第二係(豊中学生センター)

TEL:06-6850-5022/6114

E-mail:gakusei-sien-sa2@office.osaka-u.ac.jp

令和8年1月版
教育・学生支援部 学生・キャリア支援課